

インド愛知デスク ニュース

◆◇GST導入から1年が経過◇◆

2018 年 8 月 13 日

2017年7月1日にGSTが導入されて1年が経過しました。歴史的な税制大改革でしたが、経済活動全体としては大きな混乱は見られず、比較的スムーズな導入だったと言えると思います。ただし、税務実務としては申告手続に混乱が見られ、税率改訂や通達による運用上の変更が度重なるなど、課題も多くありました。今回は、GST導入後1年間に見られた規定変更や運用上の課題、今後の留意点について、振り返りたいと思います。

1. 主な規定の変更

- GST 法の規定する 3 段階月次申告（売上サプライ申告 GSTR-1、仕入サプライ申告 GSTR-2、月次納税申告 GSTR-3）の運用を延期し、GSTR-1 と簡易版月次納税申告 GSTR-3B による暫定的月次申告の運用。
- 8 月 4 日の GST 評議会では、サプライヤーによるインボイス情報の随時アップロード、アップロードされたインボイス情報に基づく ITC（インプット・タックス・クレジット）の確保、一本化された月次申告書に基づく納税、という新たな ITC と申告・納税の手続（Upload-Lock-Pay Model）への移行を提示。移行時期は未定。
- 輸出について、Letter of Undertaking（LUT）による IGST 課税回避の要件を緩和。
- 物品サプライに関する前払いへの GST を免除。
- E-Way Bill の運用開始（州内取引は 4 月 1 日から、州際取引は 4 月 15 日から開始）。
- GST 非登録者から GST 登録者へのサプライに関するリバースチャージの適用延期。このような物品サプライへのリバースチャージの適用は、特定物品、特定区分の GST 登録者の場合に限定される見込み。

2. GSTの課題

- 還付手続が滞っており、企業の運転資金がブロックされている。
- 自社の GST 登録がない州で支払った CGST、SGST については、ITC が認められずコストとなってしまう。（例えば、デリー準州でのみ GST 登録がある会社で、カルナタカ

州・バンガロールに出張しホテルに宿泊した場合、ホテル宿泊サービスのサプライ場所はホテル所在地のため宿泊費に対してはカルナタカ州で CGST と SGST が課せられるが、自社の GST 登録がカルナタカ州にないため、カルナタカ州の支払 CGST・SGST については自社のデリーでの GST 登録で ITC が認められずコストとなってしまう。)

- ロット単位での物品を納入の場合、物品納入ごとにインボイスを受け取り、GST を支払うが、最終ロットの納入まで支払い GST に対する ITC が認められないため、キャッシュアウトが先行することがある。
- 不動産建設に係る Works Contract や不動産の自家建設に関する支払い GST は ITC が認められない。例えば、工場建屋などの不動産に関する支払い GST は ITC が認められずコストとなってしまう。ただし、Plant and Machinery (GST 課税品製造のための機械設備・装置などで建屋の土台・構造物に接しているものをいう。土地・建物・土木建築物、電信塔、工場外のパイプラインは含まない。) に該当するものは、ITC が認められる。
- 異なる州の拠点間社内取引も GST 課税対象となるが、そのサプライ評価額(公開市場価格)をどのように決定するのか。例えば、工場 A から他州自社倉庫 B への在庫移動の場合、B において支払 GST の全額が制約なく ITC として認められる場合には(どんな金額でも)インボイスに記載された額が公開市場価格とみなされるため、問題はない。しかし、B において ITC の制約がある場合(例えば、GST 免税品と課税品の両方を扱っているような場合)は、移動在庫の公開市場価格を把握し、それをサプライ評価額としなければならない。社内サービスのサプライ評価の方が、物品取引に比べて課題が大きいと思われる。

3. 今後の留意点

- 旧税制からの引継ぎクレジットは当局による調査対象となる可能性が大きい。クレジット引継ぎの要件を満たさない金額を GST の ITC として利用した(仕入控除した)場合、引継ぎクレジットが否認され、同時に ITC の利用も否認されて GST の追徴などの可能性もある。
- 2017-18 年度の ITC 申告期限が 9 月末であるため、申告が漏れている ITC は 9 月末までに処理しなければならない。
- 12 月末までに 2017-18 年度の GST 年度申告が必要。申告内容は未確定だが、監査済み財務諸表と GST 申告金額との調整表の作成などが求められる見込み。(本稿執筆時点で公開されているドラフト様式は 80 ページほどの分量である。)
- 年間売上 2 千万ルピー以上の場合には、GST 年度申告に関して勅許会計士等による証明書の入手が必要(GST 監査)。

- Anti-Profiteering の所管機関として National Anti-Profiteering Authority が発足。Anti-Profiteering 規定に基づく通達と違反額に関する支払い(基金への拠出)事例が発生。GST 導入による ITC 許容範囲の拡大や税率軽減による恩恵を、価格引き下げの形で消費者に還元しているかどうかが問われる。ただし、規定適用のガイドラインなどはなく、規定の運用が明確といえない。
- Authorities for Advance Rulings (AAR) による事前裁定が出るも、州によって AAR の裁定内容に整合性がない事例が発生。

◆◇ 執筆者情報 ◇◆

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

※2018 年度インド愛知デスク・インド側協力者

公認会計士(日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向、ジャパニデスクを担当。愛知県蒲都市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。インド国内 12 都市 13 事務所、3,000 名超の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク 最新情報

■発行元

2018 年度インド愛知デスク運営業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6 番1 号 朝日生命大手町ビル7 階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com